

固定資産の縦覧と課税明細の確認

問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋) ☎229-3331
資産税課久居分室 ☎255-8826 ☎255-1998

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送

平成30年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月2日(月)に発送します。それぞれの納期限までに最寄りの金融機関などで納めてください。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	5月1日(火)	第3期	12月25日(火)
第2期	7月31日(火)	第4期	来年2月28日(休)

課税明細の確認を

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの課税の内容を記載した課税明細書を納税通知書に添付していますので、ご確認ください。(所有資産が多い場合は別途送付)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)

ところ 市本庁舎2階資産税課、市久居庁舎3階資産税課久居分室、各総合支所市民福祉課(久居総合支所を除く) ※資産税課・資産税課久居分室では、全市域分の縦覧帳簿を縦覧できますが、市民福祉課では各総合支所管内分に限りです。

手数料 無料

	縦覧できる人	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

固定資産課税台帳の写しの交付

ところ 市本庁舎2階税務総合窓口、市久居庁舎3階資産税課久居分室、各総合支所市民福祉課(久居総合支所を除く) ※評価額や税額など、課税内容についての説明を希望する人は、資産税課・資産税課久居分室までお越しください。

申請できる人 納税義務者(同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども含む)

手数料 200円(縦覧期間中は現年度分に限り無料)

郵送による請求 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記し、以下の必要事項を記入して資産税課(〒514-8611 住所不要)へ

必要事項 申請人の住所・氏名(押印)・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請人との続柄

同封するもの 返信用切手(140円)、運転免許証や個人番号カードなど申請人の確認ができる資料の写し(申請人が納税義務者の相続人である場合は被相続人の死亡および相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた場合は委任状が必要)

詳しくは資産税課へお問い合わせください。

固定資産税・都市計画税について不服がある場合

固定資産税・都市計画税の賦課決定に不服がある場合は、4月2日(月)に発送する納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の間、文書をもって津市長に審査請求ができます。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、4月2日(月)に発送する納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の間、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

申請や問い合わせには 申請者の本人確認が必要です

納税通知書の記載内容などのお問い合わせや、各種証明を申請するときには本人確認を行いますので、運転免許証や個人番号カード、納税通知書など、申請者本人であることを確認できるものを窓口に持参してください。なお納税義務者本人以外に同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども申請が可能ですが、相続人の場合は被相続人の死亡および相続関係がわかる戸籍謄本、委任を受けた人の場合は委任状が必要になります。

電話でのお問い合わせの場合は、必ず納税通知書と課税明細書を用意してください。